

要望書第 14 号

郵送

平成25年8月27日

栗東市議会議長 藤田 啓仁 先生



岐阜県関市向山町3丁目2-6

Tel: 090-9949-4801

西村 麗子



母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

私は、9年前に日本人と結婚して帰化した関市在住の西村麗子と申します。中国で逮捕拘束されている母「朱春菊」の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

○母の経歴及び迫害経緯

母、朱春菊は60歳で、黒龍江省方正県天門郷に住んでいます。母は1998年に法輪功を習い始めました。そのおかげで母の性格が穏やかになり、婦人病やリューマチなどの持病の症状がすべて消え、心身ともに健康になりました。

当時健康効果もあって法輪功愛好者の人数が迅速に増えてきたため、脅威を感じた中国共産党政権は1999年7月20日に法輪功に対して弾圧を始めました。地元の公安当局は2000年～2002年の間に母に対して何回も強制的に洗脳を行い、また2007年旧暦1月に不法に母を留置場に連行しました。

2011年8月16日地元の公安当局は再び逮捕状も差し押さえ状もないまま、母を方正県第二留置場へ連行しました。その後、母は不法に起訴され、同年11月11日家族は事前に知らされることなく、証拠のないまま母は「法律執行妨害罪」で懲役6年の不当判決を言い渡され、ハルビン市女子刑務所へ移送されました。

このような母への不当な扱いに対して人道的立場から釈放を求め、今までに40名の岐阜県議会議員、13名の岐阜市議会議員に署名を頂きました。

2012年11月、日本外務省が中国黒龍江省と交渉し、駐中国瀋陽領事とともに現地に赴き、母との面会を果しました。日本政府には大変感謝しております。

どうか私の心情をお察しいただき、母の救援にご協力頂きますよう、下記の通りお願いを申し上げます。

記

1. 人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇に关心を示し、在日中国大使館及び日本外務省に要望書を出すこと。

以上